

稲情審答申第1号

令和8年9月1日

稲敷市長 笥 信太郎 様

稲敷市情報公開等審査会

会長 尾崎 利生

答申書

稲敷市情報公開条例（令和3年稲敷市条例第5号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、稲敷市長（以下「実施機関」という。）から令和8年3月11日付け稲総第55号（令和8年情諮問第1号）により諮問のあった件について、当審査会は、次のとおり答申する。

第1 結論

実施機関が行った令和7年12月11日付け公文書一部開示決定及び公文書不
存在決定は、妥当である。

また、審査請求人が求める実施機関に対する「1か月以内の開示」の義務付け
の適否については、当審査会の審査対象ではない。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和6年4月23日及び令和7年2月17日に農地中間管理
事業（以下「農地バンク」という。）関係文書について公文書開示請求を行っ
た。
- 2 実施機関は、対象文書を農地バンクに関する計画書等と特定し、個人に関す
る情報及び貸し手・借り手の契約条件等の一部をマスキングした上で、公文書
一部開示決定を行った。

- 3 その後、審査請求人から、農業者は個人事業主であり、マスキングの範囲又は位置が妥当でない旨の指摘がされ、実施機関において再度マスキングの見直しが行われたが、なお審査請求人は不服として審査請求を行った。
- 4 実施機関が弁明書を提出し、これに対して審査請求人から反論書が提出されたため、本件は条例第18条第1項の規定に基づき当審査会に諮問された。

第3 当事者の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 事業を営む個人の住所及び電話番号は、農業経営又は農地の利用に関する情報であって事業に関するものであり法人と同様に扱い、開示されるべきであること。
- (2) 現在の経営規模は、把握されても競争上の地位や権利を害する合理的理由はなく、これを不開示とすることは自由競争を阻害するものであり、事業者は広く知ってもらい事業を拡大したいものである。また、様々な媒体で事業規模を明らかにすることもあり、開示すれば貸し手の判断材料にもなるため、開示されるべきであること。
- (3) 借賃については、自由競争の観点から公にされる情報として取り扱うべきであること。
- (4) 実施機関は、相当期間内又は1か月以内に開示を行うべきであること。
- (5) なお、地番、事業を営む個人の生年月日、年齢、法人電話番号、文書不存在については、審査請求人から特段の主張は見当たらない。

2 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地番については、地番自体から直ちに個人を特定することができない場合があるとしても、登記簿、地籍図等の他の情報と照合することにより容易に識別が可能であり、氏名が開示されている以上、当該個人が所有し、又は利用する土地の地番は個人に関する情報に当たることから、不開示としたものであること。

- (2) 事業を営む個人の生年月日及び年齢については、個人に関する情報であり、氏名と結び付くことで特定の個人を識別し得るものであって、事業を営む個人の当該事業に関する情報には当たらないことから、不開示としたものであること。
- (3) 事業を営む個人の住所及び電話番号については、記載住所の大半が自宅住所又は自宅電話番号であり、個人の生活の本拠として秘匿性が高く、氏名が開示されている以上、これを開示すると居住地又は連絡先が明らかとなり、犯罪誘発等の危険もあることから、不開示としたものであること。また、自宅住所及び自宅電話番号は事業に直接関係するものではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報には当たらず、電話帳掲載があるとしても、これをもって慣行として公にされている情報とはいえないこと。
- (4) 借賃については、当事者間の交渉により定められる情報であって、法令上又は慣習上、公にされることが予定されているものではなく、これを公開すると貸主及び借主双方の賃料交渉に不当な影響を与え、本来あるべき賃料設定を阻害し、法人又は個人事業主の営業上の正当な利益を害するおそれがあることから、不開示としたものであること。
- (5) 押印（印影）については、契約時に用いられる認証的機能を有する内部管理情報であり、一般公開を予定していないものであって、印影から類似印鑑の作成又は転記が容易となる現状では、偽造等による財産的被害を招くおそれがあり、法人等又は個人事業主の正当な利益を害することから、不開示としたものであること。
- (6) 現在の経営規模については、法令上公表義務又は回答義務のある事項ではなく、一般的に公開される情報ではないこと、また、特定の事業者の事業規模は内部管理に属し相当の秘匿性を有することから、規模拡大の意向の有無にかかわらず、公にすると事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示としたものであること。
- (7) 法人電話番号については、法人の内部管理情報に当たるが、ホームページ等で広く公開されている番号は開示していること。他方、非公表番号については、公開すると、いたずら、偽計又はなりすまし電話等により業務に支障

を及ぼし、法人の正当な利益を害するおそれがあるため、一部不開示としたものであること。

(8) 審査請求人が求める「1か月以内の開示」を命ずる裁決は、行政不服審査法第46条第1項が予定する取消し又は変更の範囲を超え、特定の行政処分を義務付ける内容となるため不適法であること。また、全部開示を求める趣旨であるとしても、本件条例上は、特定された公文書について全部開示、一部開示又は不開示のいずれかの決定を行う仕組みであり、一部不開示の範囲をゼロにして実質的に全部開示とするような処分変更の裁決はできないこと。

(9) 令和5年度以降の「農用地等の借受希望申出書*耕作者用」については、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和4年度までで借受公募制度が廃止されたため、令和5年度以降は当該公文書自体が作成されておらず、保有していないことから、文書不存在としたものであること。

第4 本件の争点

前記第3の当事者双方の主張を踏まえると、本件における争点は、主として次のとおりである。

1 地番情報の不開示の妥当性

地番情報について、貸し手側の地番が条例第7条第1号本文に該当し、同号アにより開示すべき情報に当たらないものとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。また、貸し手側に法人又は事業を営む個人が含まれる場合及び借り手側の地番情報について、条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

2 生年月日及び年齢情報の不開示の妥当性

生年月日及び年齢情報について、条例第7条第1号本文に該当し、同号ア又はイにより開示すべき情報に当たらないものとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

3 住所及び電話番号の不開示の妥当性

住所及び電話番号について、自宅住所及び自宅電話番号は条例第7条第1号本文に該当し、同号ア又はイにより開示すべき情報に当たらないものとして不

開示とした実施機関の判断が妥当であるか。また、事業を営む個人の住所及び電話番号について、事業用の連絡先として一般に公表されていることが確認できないものを条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

4 借賃情報の不開示の妥当性

借賃情報について、一般的な賃料水準ではなく、個別当事者間の具体的な契約条件に関する情報として、条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

5 押印、すなわち印影情報の不開示の妥当性

押印、すなわち印影情報について、個人の印影は条例第7条第1号本文に該当し、法人印、代表者印その他法人等に係る印影は条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

6 現在の経営規模情報の不開示の妥当性

現在の経営規模、すなわち経営面積に関する情報について、請求者単位の経営実態情報として条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

7 法人電話番号情報の一部開示の妥当性

法人電話番号について、一般に公表されていることが確認できたものを開示し、公表が確認できなかったものを条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした実施機関の判断が妥当であるか。

8 「1か月以内の開示」を求める主張の取扱い

審査請求人が求める「1か月以内の開示」の義務付けについて、本件における当審査会の審査対象となるか。

9 令和5年度以降の借受希望申出書に係る文書不存在の妥当性

令和5年度以降の「農用地等の借受希望申出書*耕作者用」について、制度廃止による様式廃止を理由に、文書不存在とした実施機関の判断が妥当であるか。

第5 当審査会の判断

1 地番情報の不開示について

地番については、貸し手側の情報と借り手側の情報で性質が異なり得るため、両者を分けて検討する。

貸し手については、経営者として農地を貸し付けるものだけでなく、相続等により農地を所有しているものの、自ら耕作していない者や農業を営んでいない者も含まれ得る。そのため、直ちに「事業を営む個人の当該事業に関する情報」の問題として検討するのではなく、まず、個人に関する情報として、条例第7条第1号に該当するかを検討する必要がある。

この点、地番は、それ自体から直ちに特定の個人を識別し得る情報とまではいえないが、氏名、面積、所在地区その他の記載事項と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報であると認められ、条例第7条第1号に該当するが、農地台帳等による閲覧可能性があることから、さらに同号アに該当するかを検討する。

この点、農地法による農地台帳等の閲覧等には、公表対象の農地、公表対象事項、公表の方法などについて限定があり、地番については広く公にされている情報とまではいえず、同号アには該当しないというべきである。

なお、前述のとおり、貸し手側には、法人又は事業を営む個人も含まれることがあり、その場合には、地番は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報として、条例第7条第2号に該当するが、公にすると、購入希望者からの問い合わせが増え、個人の平穏な生活が害されるおそれがあることや、農地バンクに係る文書の記載全体を通じて利用関係までも把握され、業務に支障が生じるおそれがあることなどから、正当な利益を害するおそれがあるといえ、同号アに該当する。

次に、耕作者である借り手についてであるが、農地を利用して農業経営を行う立場にあるため、地番は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報として、条例第7条第2号に該当する。さらに、同号アに該当しないかを検討するが、前述の貸し手側の場合と同様に、個人の平穏な生活が

害されるおそれがあることや業務に支障が生じるおそれがあることなどから、同号アに該当する。

ゆえに、地番については不開示とすべきである。

したがって、地番情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

2 生年月日及び年齢情報の不開示について

生年月日及び年齢に関する情報は、個人に関する情報で、個人識別性が極めて高い情報であるから、条例第7条第1号に該当し、不開示とすべきである。

したがって、生年月日及び年齢情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 住所及び電話番号に関する不開示について

住所及び電話番号については、自宅住所及び自宅電話番号と、事業用の連絡先として用いられる住所及び電話番号とで性質が異なるため、分けて検討する。なお、法人電話番号については、後記7において検討する。

前述のとおり、貸し手側には農地を所有しているものの、農業を営んでいない者なども含まれることから、まず個人情報として条例第7条第1号に該当するかを検討する。この点、自宅住所及び自宅電話番号については、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号に該当するが、さらに同号アに該当しないかを検討する。

この点、審査請求人は、iタウンページ等への掲載を理由に開示を主張しているが、当審査会において、実際にiタウンページを確認した限り、稲敷市の農業関連で検索する範囲では、個人の掲載は見受けられなかった。また、東日本電信電話株式会社の紙のタウンページは、令和8年3月31日で発行終了しているが、紙の職業別タウンページ（茨城県稲敷版2024.3～2025.8）を確認しても、稲敷市地域における農業関連での個人の掲載は見受けられなかった。そうすると、事業を営む個人の住所又は電話番号が一般に公にされているとはいえず、同号アには該当しない。

また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、個人の住所や電話番号を公にすることが必要である特別な事情も認められず、同号イにも該当しない。

したがって、自宅住所、自宅電話番号については、不開示とすべきである。

他方、事業を営む個人又は法人等の住所及び電話番号については、事業に関する情報に該当し、条例第7条第2号に該当するが、さらに同号アに該当しないかを検討する。

この点については、事業を営む個人又は法人等の当該住所及び電話番号等が、事業用の連絡先として一般に公にされているかどうかによって分けて考えるべきである。

例えば、iタウンページ、あるいは事業用のホームページなどで事業用の連絡先として公にされている住所及び電話番号については、条例第7条第2号により開示すべきといえる。

他方、事業用の連絡先として、当該住所及び電話番号等が一般的に公にされていない場合には、非公表の事業用の連絡先等といえる。その場合には、訪問や電話での問い合わせなどにより、個人の生活の平穏や業務に支障をきたすおそれがあることなどを考慮して非公表にしているものと推測されることから、条例第7条第2号アに該当し、不開示とすべきである。

ただし、事業用の連絡先として住所及び電話番号が公表されているかどうかについて、実施機関が個別に調査することには、時間及び労力の面で一定の限界があることは否めず、インターネット上での確認など合理的な方法で、実施機関が事業用の連絡先として住所及び電話番号が公表されているかどうかを調査し、公表が確認できた場合は開示すべきである。

本件においては、実施機関がiタウンページなどを確認しても、事業用の連絡先として公表されているものを確認できなかったのであり、第2号アに該当するものとし、不開示とすべきである。

したがって、住所及び電話番号を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

4 借賃情報の不開示について

借賃に係る情報については、事業に関する情報であるため、条例第7条第2号に該当する。

この点、審査請求人の主張の趣旨は、借賃について、自由競争との関係からすれば、公にされるべき情報であり、不開示とすることは妥当でないというものとの解される。

これに対し、実施機関は、借賃は個別の契約条件に係る情報であり、公にすることにより当事者の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号アに該当するとして不開示とした旨説明する。

そのため、借賃に係る情報が条例第7条第2号アに該当するかについて検討する必要がある。

当審査会において検討するに、本件に係る当市の農地バンクの実態としては、借り手側と貸し手側が事前に合意した内容について申請がされている。借賃もその合意の内容として定められているものと認められる。そうすると、本件の借賃情報は、一般的な賃料水準を示す情報ではなく、個別当事者間の具体的な契約条件そのものとして把握すべきである。

そして、このような借賃情報が公にされれば、当該当事者間の利害関係に影響を及ぼすのみならず、周辺の契約関係や今後の交渉にも影響を及ぼすおそれがあることは否定できない。

農地法第52条は借賃等の動向に関する情報提供を予定しているが、それをもって直ちに個別の契約における借賃額そのものが開示されるべきものと解することはできない。

ゆえに、借賃に係る情報は条例第7条第2号アに該当し、不開示とすべきである。

したがって、借賃情報については、個別の契約条件に係る情報として不開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 押印（印影）情報の不開示について

印影については、印影の主体に応じて分けて検討すべきである。

まず、個人の印影についてであるが、個人を識別し得る情報といえ、条例第7条第1号に該当する。

したがって、個人の印影は不開示とすべきである。

次に、法人印、代表者印その他法人等に係る印影については、法人等に関する情報といえ、条例第7条第2号に該当するが、さらに同号アに該当するかを検討する。

法人印、代表者印その他の法人等に係る印影については、公にすることにより偽造、不正使用等のおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報といえるから、同号アに該当する。

したがって、法人印、代表者印その他の法人等に係る印影については、不開示とすべきである。

ゆえに、押印（印影）情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

6 現在の経営規模情報の不開示について

現在の経営規模は、事業の内容、規模及び経営実態そのものに関わる情報であり、事業を営む個人又は法人に関する情報に該当し、条例第7条第2号に該当するが、さらに同号アに該当するかを検討する。

現在の経営規模情報を公にすると、第三者が当該法人又は事業を営む個人の経営状況を把握することができることになり、同業者と競争するうえで事業に支障をきたすおそれなどがあり、同号アに該当し、不開示とすべきである。

審査請求人は、事業者が事業規模を対外的に明らかにすることもある旨主張する。

この点、後記7で検討するとおり、本件では法人電話番号について一部開示がされているが、これは法人電話番号が一般公表されているかどうかについて、インターネット上での調査など合理的な方法により確認することが可能であるためである。

これに対し、現在の経営規模情報については、経営実態を示す情報であり、事業に関する重要な情報であるから、法人電話番号に比して、より慎重に開示をすべきかどうか判断されるべき情報といえるし、また、現在の経営規模情報

について一般的に公表する場が特に決まっているとはいえず、一般公表されているかどうかについて確認することは、実施機関においてやみくもに調査を強いることになりかねず、調査が困難といえるから、これらの点を考慮すれば、事業活動の自由など法人等の正当な利益を保護することを重視し、現在の経営規模情報は条例第7条第2号アに該当するものとして取り扱うべきである。

したがって、現在の経営規模情報については条例第7条第2号アに該当し、不開示とすべきであるが、現在の経営規模情報について一般的に公表されていることが明らかになった場合には条例第7条第2号に基づく開示を検討する余地があるというべきである。

本件の場合、審査請求人からは、現在の経営規模情報が現に公表されていることを示す具体的な公表先、資料は示されておらず、一般的に公表されていることが明らかになった場合とはいえず、不開示とすべきである。

以上を踏まえると、現在の経営規模情報を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

7 法人電話番号情報の一部開示について

法人電話番号については、法人等に関する情報として、条例第7条第2号に該当するが、さらに同号アに該当するかを検討する。

この点、法人において、法人電話番号であっても、一般公開していない電話番号を有する場合もあり、法人電話番号として一律に公開をすれば、公開を予定していなかったにもかかわらず、問い合わせ等が多数寄せられたり、いたずら電話などをされる可能性も増え、事業活動等に支障をきたすおそれがあるといえるから、同号アに該当する。

ただし、一般公開している法人電話番号については、同号アには該当しないから、開示すべきであるが、実施機関における当該法人電話番号が公表されているかどうかについての個別的な調査は、時間及び労力の面で一定の限界があることは否めず、インターネット上での確認など合理的な方法で、法人電話番号が公表されているかどうかを調査し、公表が確認できた場合は開示すべきである。

本件においては、実施機関において、インターネット上で電話番号を公表しているかどうか確認したうえで、インターネット上で公表が確認されたものにつき、一部開示している。

したがって、法人電話番号について一部開示とした実施機関の判断は妥当である。

8 「1か月以内の開示」を求める主張の適否について

審査請求人は、相当期間内又は1か月以内の開示を求めている。

しかし、審査請求における審査の対象は、原則として既になされた処分の適法性又は妥当性であり、一定期間内の開示を義務付けることについての適否の判断は当審査会の審査対象ではない。

したがって、審査請求人が求める「1か月以内の開示」の義務付けの適否については、当審査会の審査対象ではない。

なお、本件は大量の文書を対象とする請求であり、実施機関に相当の事務負担が生じているという実情がある一方で、審査請求人が早期の開示を求めることももっともなことではあるが、実施機関に一定期間内の開示を義務付けることについては後記付言において制度運用上の課題として指摘し得るにとどまる。

9 令和5年度以降の借受希望申出書に係る文書不存在について

令和5年度以降の借受希望申出書について、制度改正により当該文書が作成されていないのであれば、実施機関がこれを不存在としたことに不合理は認められない。

文書不存在決定の適否は、当該文書が現に作成又は取得され、保有されているか否かにより判断すべきところ、本件においては、制度改正後に当該様式の文書が作成されていないとの実施機関の説明を覆すに足りる事情はうかがわれない。

したがって、令和5年度以降の借受希望申出書について、文書不存在とした実施機関の判断は妥当である。

第6 付言

- 1 本件のように、複数年にわたり大量の公文書を対象とする開示請求については、請求者の便宜及び実施機関の事務負担の双方に配慮し、可能な部分ごとに順次決定を行うなど、処理手順、分割処理及び説明方法の整理を検討することが望まれる。
- 2 開示決定まで相当の期間を要する場合には、進捗及び見通しを適時説明するなど、処理期間に係る説明責任を果たす運用が望まれる。
- 3 将来の速やかな情報開示及び紛争予防の観点から、農地バンクに係る申請段階における説明及び同意の在り方を検討することが望まれる。

第7 審査会の処理経過

本件に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和8年3月11日	諮問書の受理
令和8年3月27日	調査審議
令和8年7月23日	調査審議
令和8年9月1日	答申

以上のとおり、当審査会は、実施機関が行った公文書一部開示決定及び公文書不存在決定は妥当であると判断する。また、審査請求人が求める「1か月以内の開示」の義務付けの適否については、当審査会の審査対象ではない。